

第4章 健康安全の確保

第1 感染症予防

平常時の感染症発生動向調査、感染症発生時の防疫措置、各種予防接種等を実施し、感染症の予防に努めている。

1 防疫・給付

(1) 感染症発生状況

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、区内医療機関等からの感染症の届出に対し、感染症の発生情報を正確に把握・分析し、感染症患者に対し、入院勧告・患者の移送・消毒等の必要な措置を講じ、更に患者家族及び関係者に対し検査や保健指導を実施し、感染症のまん延防止に努めている。

感染症の発生状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
二 類 感 染 症	一類感染症	-	-	-	-	-
	急性灰白髄炎（ポリオ）	-	-	-	-	-
	結核	39	32	31	32	43
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	重症急性呼吸器症候群	-	-	-	-	-
	中東呼吸器症候群	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ（H5N1）	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ（H7N9）	-	-	-	-	-
合 計		39	32	31	32	43
三 類 感 染 症	コレラ	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢	-	-	1(-)	1(1)	3(-)
	腸管出血性大腸菌感染症	9(6)	5(3)	13(7)	16(9)	15(8)
	腸チフス	-	-	-	2(-)	2(-)
	パラチフス	-	-	-	1(-)	-
	合 計	9(6)	5(3)	14(7)	20(10)	20(8)
新型コロナウイルス感染症		22,185(17,028)	38,700(31,012) 14,950	859		

- (注) ア. 一類感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱の疾病である。
 イ. 重症急性呼吸器症候群とは、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。
 ウ. 中東呼吸器症候群とは、病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。
 エ. 結核の数字は、全数区民である。
 オ. 結核以外の表中の数字は、医療機関から届出があった患者の総数である。また、表中（ ）内の数字は、居住実態のある区民である。ただし、令和4年度の新型コロナウイルス感染症の数字上段は、全数届出の見直し前の令和4年9月25日までの数字で、下段は令和4年9月26日以降に区内医療機関が診断し、区に報告された新規感染者数である。令和5年度の新型コロナウイルス感染症の数字は、令和5年5月8日以降、感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行したため、5月7日までに区内医療機関が診断し、区に報告された新規感染者数である。

(2) 感染症予防啓発事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知っておきたい感染症予防豆知識（企画展）	315(6月)	661(6月)	604(6月)	415(5月)	836(6月)
	502(12月)	635(12月)	620(12月)	668(12月)	687(12月)
出前講座	1	5	2	-	-

- (注) ア. 企画展については、虫媒介感染症や動物由来感染症の予防啓発を目的に開催。
 12月はエイズ展との同時開催。（令和2年度開始）
 イ. 令和5年度の出前講座については区内地域介護支援専門員、放課後等デイサービス職員向けに実施。

2 協議会・検討会

(1) 感染症診査協議会（感染症部会）

感染症法は、感染症患者の人権に配慮した各般の規程を設けるとともに、感染症診査協議会の設置を規定した。感染症診査協議会は、区内で発生した一類又は二類感染症等のまん延を防止するための就業制限、入院期間の延長について保健所長の諮問に応じて審議する。なお、感染症法第44条の9により準用される指定感染症についても同様に審議する。

(2) 新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議

新型インフルエンザ等感染症発生時のまん延防止対策及び医療体制等を協議するとともに、関係機関間の連携体制を構築するために、文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を開催する。

委員：各医師会、各歯科医師会、薬剤師会、区内感染症診療協力医療機関、区内感染症入院医療機関、区内救急医療機関、警察署、消防署及び保健所長

令和7年度は、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に伴い、新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を2回実施した。

(3) 感染症連絡会

感染症の対応における諸課題解決の一助となることを目的として、感染防止対策の基幹的な役割を果たす医療機関及び医師会と連携し、感染症対策に関する区の施策への助言及び医療機関間における感染症対策の情報共有により、地域全体の感染症対応力及び健康危機管理体制を強化するために、感染症連絡会を開催する。

委員：各医師会、感染防止対策の基幹的な役割を果たす医療機関及び保健所長

令和7年度は、感染症連絡会を2回実施した。

3 予防接種

予防接種には、予防接種法により対象疾病、対象者及び接種期間が定められている「定期予防接種」と、予防接種法に定めておらず、本人等の希望により受ける「任意予防接種」があり、区内医師会等への予防接種委託にて実施している。

(1) 定期予防接種

ア こども

予防接種実施件数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
B型肝炎	第1回	1,860	1,777	1,771	1,734	1,711
	第2回	1,819	1,762	1,796	1,735	1,670
	第3回	1,780	1,699	1,732	1,664	1,625
ロタウイルス(1価)	第1回	1,377	1,332	1,310	1,358	1,307
	第2回	1,328	1,312	1,322	1,353	1,293
ロタウイルス(5価)	第1回	478	446	456	348	395
	第2回	487	442	467	364	368
	第3回	470	441	471	357	372
Hi b (インフルエンザ菌b型)	第1回	1,877	1,795	1,775	13	1
	第2回	1,832	1,780	1,801	139	-
	第3回	1,840	1,769	1,798	277	-
	追 加	1,897	1,717	1,691	1,385	82
小児用肺炎球菌	第1回	1,874	1,791	1,775	1,742	1,731
	第2回	1,837	1,778	1,801	1,749	1,692
	第3回	1,841	1,757	1,800	1,706	1,724
	追 加	1,885	1,717	1,683	1,780	1,698
D P T (3 種混合)	第1回	1	-	-	-	1
	第2回	1	-	-	-	1
	第3回	1	-	-	-	-
	追 加	-	1	-	-	10
D P T - I P V (4 種混合)	第1回	1,835	1,773	1,930	13	-
	第2回	1,831	1,767	1,950	144	1
	第3回	1,815	1,763	1,965	292	2
	追 加	1,868	1,742	1,713	1,679	187
D P T - I P V - H i b (5 種混合)	第1回				1,727	1,736
	第2回				1,613	1,502
	第3回				1,437	1,723
	追 加				337	1,680
DT (2 種混合)	第2期	1,283	1,272	1,350	1,597	1,447
急性灰白髄炎 (ポリオ)	第1回	1	-	-	1	-
	第2回	1	-	-	-	-
	第3回	1	-	-	-	1
	追 加	8	7	6	8	17
B C G		1,698	1,742	1,794	1,705	1,694
MR (麻しん・風しん)	第1期	1,900	1,726	1,741	1,688	1,670
	第2期	1,967	2,086	1,887	1,912	1,846
水痘(みずぼうそう)	第1回	1,892	1,720	1,754	1,694	1,672
	第2回	1,822	1,698	1,634	1,729	1,562
日本脳炎第1期	第1回	1,831	1,833	2,283	2,200	2,231
	第2回	1,836	1,815	2,172	2,165	2,190
	追 加	1,138	2,891	1,995	2,035	2,033
日本脳炎第2期		996	2,187	2,033	2,163	2,110
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPVワクチン)【定期】	第1回	404	412	1,031	941	716
	第2回	419	431	656	767	746
	第3回	348	329	379	230	244
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPVワクチン)【キャッチアップ】	第1回		614	1,154	2,380	
	第2回		507	991	2,129	481
	第3回		286	900	1,872	967

- (注1) 対象年齢は次のとおり
- B型肝炎・・・生後1歳に至るまでの間にある者
 - ロタウイルス：ロタリックス（1価）・・・生後6週0日後～24週0日後までの間にあるもの
 - ロタウイルス：ロタテック（5価）・・・生後6週0日後～32週0日後までの間にあるもの
 - Hib・・・生後2か月～60か月に至るまでの間にある者（令和6年度からは五種混合として接種）
 - 小児用肺炎球菌・・・生後2か月～60か月に至るまでの間にある者
 - DPT、急性灰白髄炎、DPT-I PV、DPT-I PV-Hib・・・生後2か月～90か月に至るまでの間にある者
 - D T・・・11歳～13歳未満
 - BCG・・・生後1歳に至るまでの間にある者
 - MR第1期・・・生後12か月～24か月に至るまでの間にある者
 - MR第2期・・・5歳以上7歳未満の小学校就学前の1年間
 - 水痘・・・生後12か月～36か月に至るまでの間にある者
 - 日本脳炎第1期・・・生後6か月～90か月に至るまでの間にある者
 - 日本脳炎第2期・・・9歳～13歳未満
 - ※平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方は、9歳～13歳未満も対象
 - 20歳未満まで対象
 - ヒトパピローマウイルス感染症・・・小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女性【定期】
 - 平成9年度生まれ～平成19年度生まれまでの女性【キャッチアップ】

- (注2) 定期予防接種制度の変遷
- 平成28年10月 B型肝炎が定期接種化／令和2年10月1日 ロタウイルスが定期接種化／令和4年4月1日 ヒトパピローマウイルス感染症（HPVワクチン）のキャッチアップ接種が開始／令和6年4月1日 DPT-I PV-Hib（5種混合）が定期接種化
- (注3) 令和6年度のHibの実施件数減は、令和6年度からDPT-I PV-Hib（5種混合）で接種可能となったことによる。

イ 成人

- ・風しん第5期
- 対象年齢・・・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
- 実施期間・・・平成31年2月1日～令和7年3月31日
- ※接種のみ令和9年3月31日まで延長

	助成回数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査者数	1	987	957	539	722	
接種者数	1	219	166	95	77	-

ウ 高齢者

- ・高齢者用肺炎球菌
- 対象年齢・・・65歳（平成26～令和5年度の経過措置65・70・75・80・85・90・95・100歳）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
接種者数	1,447	1,603	1,820	471	726

※令和3年度4～9月は自己負担4,000円、令和3年度10～3月及び令和4・5・6・7年度は自己負担1,500円。

- ・带状疱疹
- 対象年齢・・・65歳（令和7～令和11年度の経過措置65・70・75・80・85・90・95・100歳）

	接種回数	令和7年度
生ワクチン	1回目	401
不活化ワクチン	1回目	1,825
	2回目	1,596

※自己負担額：生ワクチン3,000円（1回接種）、不活化ワクチン1回ごと10,000円（2回接種）。

※令和7年度4月事業開始。

※100歳以上の方については令和7年度に限り対象。

- ・高齢者インフルエンザ
- 対象年齢・・・65歳以上

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
接種者数	24,159	27,795	27,170	26,392	26,585
対象者数	44,206	44,401	43,633	44,508	44,576

※令和3年度は自己負担2,500円、令和4・5・6・7年度は自己負担なし。

（期間：各年度10月1日～1月31日）※

- ・新型コロナウイルス感染症
対象年齢・・・65歳以上

	令和6年度	令和7年度	
接種者数	16,522	12,177	(期間：10月1日～3月31日)※
対象者数	45,054	45,125	

※令和6年度は自己負担なし、令和7年度は自己負担2,500円

(2) 任意予防接種

ア こども

平成22年度より任意予防接種の費用助成を実施している。

予防接種実施件数

	助成額	助成回数	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）※	3,000	2	1,910	2,080	2,042	3,159	2,762
MR（麻しん・風しん）接種もれ	全額	1	33	42	47	47	28
子どもインフルエンザ（注射用HAワクチン）※	3,000	(注)	26,149	25,303	25,616	26,703	23,009
子どもインフルエンザ（経鼻生ワクチン）※	6,000	1					4,766
男性HPV※	全額	3				419	460

※流行性耳下腺炎・・・令和5年度まで助成回数1回

※子どもインフルエンザ・・・令和元年10月事業開始（実施期間：10月1日～1月31日）
令和5年度は自己負担なし

令和7年度より経鼻生ワクチンの助成開始（令和6年度までは注射用HAワクチンのみ対象）

※男性HPV・・・令和6年4月事業開始

(注) 対象年齢（期間）は次のとおり

流行性耳下腺炎・・・生後12か月～小学校就学前

MR1期接種もれ・・・生後24か月～MR2期接種期間初日の前日

MR2期接種もれ・・・MR2期接種期間最終日の翌日～小学生でMR2期定期予防接種もれの者

MR2回目接種もれ・・・中学生以上20歳未満でMR2・3・4期定期予防接種もれの者

子どもインフルエンザ（注射用HAワクチン）・・・生後6か月以上13歳未満 接種回数：2回/年度
13歳以上高校3年生まで 接種回数：1回/年度

子どもインフルエンザ（経鼻生ワクチン）・・・2歳から高校3年生まで接種回数：1回/年度

※令和7年度より対象年齢を高校3年生まで拡充（令和6年度までは、中学3年生まで）

男性HPV・・・小学6年生から高校1年生相当

イ 成人

- ・先天性風しん症候群対策 抗体検査・予防接種

対象者：接種日に20歳以上で、次のいずれかに該当の者

①妊娠を予定又は希望している女性

②妊娠を予定又は希望している女性と同居の者

③妊婦と同居の者

	助成額	助成回数	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
検査者数	全額	1	770	721	992	760	802
接種者数(MR・風しん)	全額	1	454	444	563	480	517

- ・0歳児麻しん対策 抗体検査・予防接種（令和元年10月事業開始）

対象者：20歳以上の方で0歳児と同居の者

	助成額	助成回数	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
検査者数	全額	1	143	141	416	186	189
接種者数(MR・麻しん)	全額	1	91	95	227	164	161

ウ 高齢者

- ・高齢者用肺炎球菌（平成 24 年 7 月事業開始）

対象者：66 歳以上（助成は生涯 1 回、定期接種対象者及び定期接種を受けたことがある者は除く。）

	助成回数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
高齢者用肺炎球菌	1	58	99	121	224	126

※令和 5 年度までは 75 歳以上が対象者

- ・带状疱疹（令和元年 10 月事業開始）

対象者：50 歳以上（令和 4 年度までは 65 歳以上）

	接種回数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
生ワクチン	1 回目	572	791	425	155	199
不活化ワクチン	1 回目			4,476	1,860	2,263
	2 回目			3,901	2,077	2,177

※自己負担額：生ワクチン 3,000 円（1 回接種）、不活化ワクチン 1 回ごと 10,000 円（2 回接種）

※令和 4 年度までは生ワクチンのみ対象

(3) 予防接種健康被害救済制度

認定件数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
医療費・医療手当	-	1	7	5	3
死亡一時金	-	-	-	1	-
障害年金	-	-	-	-	2
障害児養育年金	-	-	-	-	1

4 エイズ（後天性免疫不全症候群）予防

(1) 検査及び相談

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針三ー1 に基づき、予防対策課で電話・来所相談・抗体検査を実施している。また、H I V抗体検査受診者に対して希望に応じ梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌の3疾病の匿名・無料のスクリーニング検査を実施している。なお、梅毒だけの検査については、健康相談（有料）でも実施している。

電話相談・来所相談・抗体検査数

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	電話相談	来所相談	抗体検査
合計	総数	548	634	770	557	708	10	437	261
	男	350	407	544	440	570	8	351	211
	女	198	227	226	116	137	1	86	50
	不明	-	-	-	1	1	1	-	-
予防対策課	総数	-	-	-	1	3	2	1	-
	男	-	-	-	-	1	-	1	-
	女	-	-	-	-	1	1	-	-
	不明	-	-	-	1	1	1	-	-
保健 S C	総数	548	634	770	556	705	8	436	261
	男	350	407	544	440	569	8	350	211
	女	198	227	226	116	136	-	86	50
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年2～4月の事業（抗体検査）中止。

梅毒・性器クラミジア感染症検査数

梅毒

保健 S C	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	男	女
	検査者数	176	211	239	220	258	208	50
	陽性者数	3	-	-	8	6	5	1

性器クラミジア感染症

保健 S C	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	男	女
	検査者数	158	194	223	206	203	165	38
	陽性者数	12	12	9	4	4	1	3

淋菌

保健 S C	区分	令和6年	令和7年度	男	女
	検査者数	52	202	165	37
	陽性者数	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年2～4月の事業中止。

※淋菌のみ、令和6年度は6月・12月に検査実施。

(2) 健康教育

エイズ予防のため、毎年エイズ予防月間に合わせてレッドリボン展を開催し、啓発活動を行っている。

また、区内小中学校・都立高校からの要望に応じて、生徒、養護教諭、保護者等に対してエイズ予防に係る出前講座を実施している。

レッドリボン展

	テーマ	参加者数
令和3年度	レッドリボン30周年～Think Together Again～	502
令和4年度	このまちで暮らしている。私もあなたも。12月1日は世界エイズデー	635
令和5年度	あなたが変わればエイズのイメージが変わる。UPDATE HIV!	620
令和6年度	U=U 知ることから、もう一度。12月1日は世界エイズデー	668
令和7年度	U=U 検出されない＝性感染しない	687

出前講座

	対象	回数	参加者数
令和3年度			
令和4年度	学校保健関係者	1	100
令和5年度	－	－	－
令和6年度	－	－	－
令和7年度	－	－	－

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度の講座休止。

5 文京区感染症予防計画

令和6年4月1日施行の改正感染症法の規定により、国が定める「基本指針」及び、各都道府県によって策定された感染症予防計画に基づき、保健所設置区市において、感染症予防計画の策定が義務付けられたことから、令和6年3月に「文京区感染症予防計画」を策定した。

計画に基づき、令和8年3月には感染症有事体制に構成される保健所職員やIHEAT要員などを対象にした人材育成及び医師会等の感染症対応力の向上を目的とした講演会を実施した。

第2 結核予防

結核健康診断をはじめ、予防接種、治療の促進、患者管理など4つの柱を立てて結核の予防と早期発見、早期治療を促進し、結核の撲滅に努めている。

1 結核健康診断・予防接種

結核が感染症であることから、その予防と早期発見は極めて重要な課題となっている。

この対策として定期結核健康診断及び予防接種のほか、定期外その他の健康診断を保健サービスセンター及び委託医療機関で実施している。

結核健康診断・予防接種実施件数

		定期		定期外		その他	
		乳児	（住民健診等） その他	患者家族健診	接触者健診	管理健診	健康相談
令和3年度	B C G 接種者数	1,698	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	21,192	30	63	5	42
	かくたん検査数	-	-	1	1	1	-
	I G R A 検査数	-	-	17	41	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
令和4年度	B C G 接種者数	1,742	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	21,089	40	80	4	93
	かくたん検査数	-	-	1	2	-	-
	I G R A 検査数	-	-	27	270	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
令和5年度	B C G 接種者数	1,794	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	21,094	39	401	2	84
	かくたん検査数	-	-	-	1	-	-
	I G R A 検査数	-	-	43	414	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
令和6年度	B C G 接種者数	1,705	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	21,634	27	412	5	90
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	9	517	-	-
	ツ反検査数	-	-	1	1	-	-
	発見患者数	-	-	-	1	-	-
令和7年度	B C G 接種者数	1,694	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	20,619	33	157	7	82
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	15	102	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	1	-	-

		定期		定期外		その他	
		乳児	その他 (住民健診等)	患者家族健診	接触者健診	管理検診	健康相談
予防対策課	B C G 接 種 者 数	1,694	-	-	-	-	-
	直 接 撮 影 者 数	-	-	-	-	7	-
	か く た ん 検 査 数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検 査 数	-	-	-	-	-	-
	ツ 反 検 査 数	-	-	-	-	-	-
	発 見 患 者 数	-	-	-	-	-	-
保健サービスセンター	直 接 撮 影 者 数	-	-	-	-	-	82
	発 見 患 者 数	-	-	-	-	-	-
医療機関委託	直 接 撮 影 者 数	-	20,619	33	157	-	-
	か く た ん 検 査 数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検 査 数	-	-	15	102	-	-
	ツ 反 検 査 数	-	-	-	-	-	-
	発 見 患 者 数	-	-	-	1	-	-

(注) 表の対象の説明

乳児…1歳未満の児、その他…一般住民（事業所及び学校、施設等集団施設の者を除く）、患者家族…患者の家族及び同居者、接触者…結核を感染させる可能性がある患者と同じ空間を共有していた者、管理検診…結核医療の必要がないと認められてから2年以内の者、その他、再発のおそれがある者、健康相談…保健サービスセンターの一般利用者。発見患者数には潜在性結核感染症は含まない。

2 感染症診査協議会（結核部会）

結核は通常長期の治療を要する感染症で、その治療の負担を軽減するため医療費の公費負担を行い、患者が治療を継続できるような制度を設けている。

この公費負担については、申請に基づきその医療内容の適、不適につき、結核部会の意見を聞いて保健所長が決定することになっている。

なお、この申請は感染症法第37条の2による一般患者のものと、同法第37条による入院患者のものの2種類がある。

		令和 3年度 総 数	令和 4年度 総 数	令和 5年度 総 数	令和 6年度 総 数	令和 7年度 総 数	被用者保険		国保	後期	生保	その他
							本人	家族				
37条 の2	申 請 数	56	43	39	42	54	10	4	16	22	2	-
	合 格 数	56	43	39	42	54	10	4	16	22	2	-
	公費負担承認数	56	43	39	42	54	10	4	16	22	2	-
37条	申 請 数	17	21	21	7	14	2	-	3	9	-	-
	合 格 数	17	21	21	7	14	2	-	3	9	-	-
	公費負担承認数	17	21	21	7	14	2	-	3	9	-	-

3 登録患者管理

発見された結核患者を適正な医療と正しい療養生活によって、一日も早く社会復帰ができるよう指導するとともに、周囲への感染防止を図っている。

結核・新規登録患者数

	総 数			肺結核活動性									肺外結核活動性			潜在性結核感染症（別掲）	非定型抗酸菌症（別掲）
				喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性			菌陰性 その他							
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
令和３年	22	12	10	8	6	2	8	4	4	3	2	1	3	－	3	23	2
令和４年	16	9	7	5	2	3	6	2	4	1	1	－	4	4	－	15	－
令和５年	18	10	8	5	3	2	5	3	2	1	－	1	7	4	3	20	－
令和６年	9	8	1	3	3	－	1	1	－	2	2	－	3	2	1	20	－
令和７年	17	11	6	3	3	－	9	6	3	－	－	－	5	2	3	20	－
０～４歳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－
５～９歳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10～14歳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15～19歳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20～29歳	3	－	3	－	－	－	2	－	2	－	－	－	1	－	1	5	－
30～39歳	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	1	－
40～49歳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
50～59歳	2	2	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	1	1	－	－	－
60～69歳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
70歳以上	11	9	2	3	3	－	6	5	1	－	－	－	2	1	1	9	－

結核・年末登録患者数

	総 数			肺結核活動性									肺外結核 活動性			不活動性 結核			活動性不明			潜在性結核感染症 (別掲)	非定型抗酸菌症 (別掲)
				登録時 喀痰塗抹 陽性			登録時 その他の 結核菌陽性			登録時 菌陰性 その他													
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
令和3年	51	28	23	6	4	2	1	-	1	1	1	-	2	-	2	37	22	15	4	1	3	26	-
令和4年	55	34	21	5	1	4	4	2	2	1	-	1	-	-	-	26	18	8	19	13	6	26	-
令和5年	47	30	17	2	2	-	2	1	1	-	-	-	4	3	1	24	13	11	15	11	4	24	-
令和6年	35	24	11	3	3	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	16	10	6	14	9	5	27	-
令和7年	30	20	10	2	2	-	5	2	3	-	-	-	4	1	3	15	11	4	4	4	-	22	-
0～4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
5～9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
10～14歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	7	2	5	-	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	1	4	2	2	-	-	-	5	-
30～39歳	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	-	-	-	-	4	-
40～49歳	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	1	-
50～59歳	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	-	-	-	-	1	-
60～69歳	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-
70歳以上	15	11	4	2	2	-	3	2	1	-	-	-	1	-	1	5	3	2	4	4	-	8	-

(各年12月31日現在)

第3 食品衛生

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民が健康で快適な食生活を過ごすために、食品関係取扱施設等への以下の事業を実施した。

- 1 食品衛生法等に基づき飲食店、食品製造施設、食品販売施設等の許認可事務を行うとともに、令和7年度文京区食品衛生監視指導計画に基づき、これらの施設の衛生状態や食品の取扱い状況について監視指導を行った。
- 2 不正な添加物使用や残留農薬等の違反食品に対応するため、関係機関と連携し流通食品の監視指導を行った。また、違反食品や不衛生な食品の製造・販売を防ぐため、区内に流通する食品の収去検査を行い、検査結果に基づいて食品関係事業者の指導を行った。
- 3 ノロウイルスをはじめとする食中毒対策として食品関係事業者のHACCPに沿った衛生管理の推進を図るため、集団給食施設等の一斉監視指導及び食品衛生実務講習会を行った。
- 4 牛肝臓及び豚肉（内臓を含む）の生食用としての提供及び販売が禁止されたことによる牛豚以外や家禽類の食肉及び内臓の生食提供施設について監視指導を行った。また、野生動物等捕獲肉（ジビエ）の提供に関して取扱施設に対する監視指導を行った。
- 5 食品表示法に基づく適正表示の徹底を図るため、食品関係事業者等に情報提供を行うとともに、各種食品製造施設、弁当調製施設等を中心に監視指導を行った。
- 6 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）事業として、令和7年度食品衛生監視指導計画案についてホームページ等で公表し、広く区民等の意見を募り、実施計画に反映させた。
- 7 食品等による事故発生の未然防止のため、食品衛生に係る普及啓発を実施した。
- 8 食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するため、文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき区民の食生活の安全確保に寄与する民間協力者10名を食品衛生推進員に委嘱し、食品衛生に関する普及啓発等の事業を行った。

（注）HACCP：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

1 営業施設と監視指導

本区は、学校関係施設、大学病院、給食施設を含む約6,450の食品関係施設がある。

地域的特徴として、後楽地区には東京ドームを中心としたレジャー施設に関する食品関係施設があり、湯島地区に飲食街がある。

令和7年度に食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新法」とする）に基づき、営業許可を取得、または営業届出等を提出した営業施設の合計件数は1,001件、また食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」とする）の営業施設、臨時出店に係る届出、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の営業施設を含め総監視指導件数は4,120件であった。

(1) 食品衛生関係施設数と監視指導件数

	施設数	許可・届出件数			廃業件数	監視指導件数
		総数	新規	更新		
令和3年度	6,291	3,109	2,982	127	5,271	3,389
令和4年度	6,344	1,625	1,624	1	1,571	4,227
令和5年度	6,313	1,147	1,147	-	1,178	5,047
令和6年度	6,450	1,043	1,043	-	906	4,587
令和7年度	6,440	1,001	1,001	-	1,011	4,117
ア 旧法に基づく許可業種	962				695	288
飲食店営業	765				515	225
旅館・ホテル	9				2	3
バー・キャバレー	11				6	2
一般飲食店	582				419	122
民生食堂	-				-	-
すし屋	17				8	4
そば屋	15				12	9
仕出し屋	4				4	-
弁当屋	25				20	11
そう菜屋	16				6	4
コンビニエンスストア等	-				-	-
移動	1				-	-
臨時	1				-	-
許可ある集団給食	64				25	69
自動車	3				8	1
自動販売機	17				5	-
喫茶店営業	28				74	4
店舗	16				15	2
自動販売機	12				59	2
自動車	-				-	-
菓子製造業	95				74	34
パン製造業	15				19	5
生菓子製造業	24				12	19
その他の菓子製造業	55				42	10
移動	-				-	-
臨時	1				-	-
自動車	-				1	-
あん類製造業	-				1	-
アイスクリーム類製造業	8				8	1
乳類販売業	-				-	-
食肉処理業	4				-	4
食肉販売業	22				6	9
食肉製品製造業	2				-	2
魚介類販売業	15				7	5
魚肉ねり製品製造業	-				-	-
食品の冷凍・冷蔵業	7				-	2
氷雪販売業	-				-	-
みそ製造業	-				1	1
豆腐製造業	-				-	-
酒類製造業	-				1	-
乳製品製造業	-				-	-
めん類製造業	5				1	-
そう菜製造業	11				7	1
添加物製造業	-				-	-

	施設数	許可・届出件数			廃業件数	監視指導件数
		総数	新規	更新		
イ 食品衛生法施行細則第 17 条に規定する営業 (再掲)	1	-	-		1	1
生食用食肉取扱施設	1	-	-		1	1
ウ 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業 (再掲)	7	-	-		13	16
ふぐ取扱所	7	-	-		13	16

	施設数	許可・届出件数			廃業件数	監視指導件数
		総数	新規	更新		
新法に基づく許可・届出業 ア～ウ合計	5,478	1,001	1,001	-	316	1,581
ア 新法第 55 条に規定する営業	3,340	675	675	-	122	1,360
飲食店営業	2,919	592	592	-	109	1,169
一般飲食店	2,743	545	545	-	91	1,019
集団給食	130	27	27	-	6	123
自動車	42	10	10	-	1	15
簡易	3	10	10	-	10	10
移動	-	-	-	-	-	-
臨時	1	-	-	-	1	2
調理機能を有する自動販売機	4	2	2	-	1	2
食肉販売業	27	7	7	-	1	19
魚介類販売業	28	6	6	-	1	10
食肉処理業	11	-	-	-	-	5
菓子製造業	220	44	44	-	5	89
アイスクリーム類製造業	11	2	2	-	-	5
乳製品製造業	2	-	-	-	-	1
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業	11	3	3	-	-	6
みそ又はしょうゆ製造業	1	1	1	-	-	1
酒類製造業	4	-	-	-	-	-
豆腐製造業	3	-	-	-	-	2
麺類製造業	7	-	-	-	-	1
そうざい製造業	72	15	15	-	3	43
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	5	1	1	-	-	2
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	3	1	1	-	-	2
密封包装食品製造業	6	1	1	-	2	2
食品の小分け業	5	-	-	-	-	1
添加物製造業	1	-	-	-	-	-

	施設数	許可・届出件数			廃業件数	監視指導件数
		総数	新規	更新		
イ 新法 57 条に規定する営業等	2,137	325	325		194	221
旧法許可業種であった営業	525	52	52		55	4
魚介類販売業（包装）	28	3	3		8	－
食肉販売業（包装）	33	2	2		9	－
乳類販売業	213	7	7		26	4
氷雪販売業	5	－	－		－	－
コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）	246	40	40		12	－
販売業	1,328	232	232		133	62
弁当販売業	109	10	10		7	13
野菜果物販売業	85	9	9		2	10
米穀類販売業	17	2	2		1	－
通信販売・訪問販売	7	1	1		－	－
コンビニエンスストア	141	8	8		2	5
百貨店、総合スーパー	44	1	1		2	4
自動販売機による販売業（コップ式自動 販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業 許可の対象となる自動販売機を除く。）	108	15	15		3	－
その他食料・飲料販売業	817	186	186		116	30
製造・加工業	111	24	24		3	7
添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項 の規定により規格が定められた添加物の 製造を除く。）	－	－	－		－	－
いわゆる健康食品の 製造・加工業	6	1	1		－	－
コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）	53	14	14		－	5
農産保存食料品製造・加工業	－	－	－		－	－
調味料製造・加工業	25	4	4		－	2
糖類製造・加工業	1	3	3		3	－
精穀・製粉業	7	－	－		－	－
製茶業	12	2	2		－	－
海藻製造・加工業	－	－	－		－	－
卵選別包装業	－	－	－		－	－
その他食料品製造・加工業	7	－	－		－	－
上記以外のもの	173	17	17		3	148
行商	20	5	5		－	3
集団給食施設	151	12	12		3	145
器具容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る）	1	－	－		－	－
露店、仮設店舗等における飲食の提 供のうち、営業とみなされないもの	－	－	－		－	－
その他	1	－	－		－	－
ウ 公衆衛生に与える影響が少ない営業	1	1	1		－	－
エ 食品衛生法施行細則第 17 条に規定する営業等 （再掲）	5	2	2		－	6
生食用食肉取り扱い施設	5	2	2		－	6
オ 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業 （再掲）	46	9	9		4	72
ふぐ取扱所	46	9	9		4	72
臨時出店に係る届出等						2,248
文京区行事における臨時営業等の取扱要綱に 基づく届出						1,598
上記以外の届出						650

（注）臨時出店については、窓口での指導件数含む。

(2) 食鳥処理事業許可施設数と監視指導件数

	食鳥処理場数	新規許可件数	廃業件数	監視指導件数
令和3年度	5	-	-	-
令和4年度	5	-	-	5
令和5年度	4	-	1	3
令和6年度	4	-	-	3
令和7年度	4	-	-	3

2 一斉取締り

夏期、歳末等の一斉取締り、給食施設等一斉監視等

	計	夏 期 対 策	歳 末	ふ ぐ 取 締 り (注1)	生 か き (注2)	食 肉 ・ ジ ビ エ (注3)	区 立 学 校 等 給 食	給 食 施 設 (注4)	大 規 模 施 設	修 学 旅 行 等 宿 泊 施 設 (注5)	イ ベ ン ト	学 園 祭 ・ 祭 礼 (注6)	夜 間	そ の 他 (注7)
令和3年度	1,287	477	320	66	21	38	31	86	119	34	55	30	6	4
令和4年度	3,205	776	420	59	16	139	31	147	103	5	379	1,082	37	11
令和5年度	4,155	603	349	115	18	95	31	176	169	3	113	2,292	122	69
令和6年度	3,513	484	323	59		55	31	166	203	2	44	2,122	7	17
令和7年度	2,824	381	274	54		46	32	163	163	1	32	1,678	-	-

(注1) 歳末一斉事業に一部再掲。

(注2) 歳末一斉事業に一部再掲。

なお、令和6年度以降、食品衛生法改正及び食の安全対策事業における貝類の検査事業の終了にともない実施なし。

(注3) 夏期対策及び歳末に再掲。

(注4) 区立学校等以外の保育園、病院、社会福祉施設等の給食施設を計上。

(注5) 令和4年度以降、ホテルのうち大規模施設については大規模施設に計上。

(注6) 学園祭は窓口での指導件数含む。

(注7) その他の内容：緊急監視等、違反品等流通食品。なお、令和7年度以降、違反品等流通食品の監視件数については、

9 不利益処分以外の違反食品対応に移動。

3 食品衛生検査

食中毒事故等の危険度の高い食品及び業種を重点に食品衛生夏期対策をはじめ、各種の一斉収去検査及び現場検査を実施した。

収去検査の結果、食品衛生法で定められた成分規格や東京都指導基準に適合しないものが発見された場合は、販売禁止等の行政処分や改善指導等の行政措置を実施する。

(1) 現場簡易検査

ア 細菌検査…スタンプスプレッド法その他コリテップにより、食品・食器具・手指を検査対象とした。

	実施軒数	検 査 数						
		計	大腸菌群	大腸菌	ブドウ球菌	黄色ブドウ球菌	ビブリオ	腸炎ビブリオ
令和3年度								
令和4年度	152	300	163	40	42	42	-	13
令和5年度	153	153	133	-	-	-	-	20
令和6年度	133	133	117	-	-	-	-	16
令和7年度	123	124	107	-	-	-	-	17

(注)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和3年度の事業中止。

イ 化学検査…試薬・試験紙・ATP拭き取り検査法

	実施軒数	検査数
令和3年度	127	604
令和4年度	150	667
令和5年度	287	1,197
令和6年度	275	1,095
令和7年度	241	1,017
食用油脂（酸価）	-	-
手指・器具類（ATP）	241	1,017
その他	-	-

(2) 収去品等の検査

ア 保健サービスセンター本郷支所実施分

	検査数			細菌検査検体数		化学検査検体数		表示検査検体数
	検体数	0157等 ^(注)	項目数	良	不良	適	否	
令和3年度	138	86	2,103	91	15	32	-	38
令和4年度	249	154	3,692	191	-	58	-	71
令和5年度	226	131	3,363	171	-	55	-	44
令和6年度	164	118	2,295	135	-	29	-	41
令和7年度	87	59	1,151	75	-	12	-	25
弁当・調理パン	33	33	464	33	-	-	-	10
そう菜類	8	8	110	6	-	2	-	2
菓子及び材料	14	12	211	12	-	2	-	4
めん類	1	-	30	-	-	1	-	1
アイスクリーム類	1	1	11	1	-	-	-	1
魚介類及び加工品	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉類及び加工品	8	4	196	4	-	4	-	4
漬物	-	-	-	-	-	-	-	-
野菜類・果物及び加工品	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐	-	-	-	-	-	-	-	-
調味料・びん詰・かん詰	2	-	-	-	-	2	-	2
その他の食品	2	1	26	1	-	1	-	1
輸入食品（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-
拭き取り	18	-	103	18	-	-	-	-

(注) 腸管出血性大腸菌 0157・026・0111・0103・0121・0145 の検査を実施したが、全ての検体で検出はなかった。

イ 東京都健康安全研究センター検査依頼分

	検査数		細菌検査検体数		化学検査検体数	
	検体数	項目数	良	不良	適	否
令和3年度						
令和4年度	-	-	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-	-	-
令和6年度	-	-	-	-	-	-
令和7年度	-	-	-	-	-	-
内訳	-	-	-	-	-	-

(注) 東京都健康安全研究センターの東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会対応のため、令和3年度事業中止。

4 食中毒関係調査

区民からの申し出や医師から食中毒の届出を受けると、直ちに患者、原因食品、原因施設等の調査を行い、その結果に基づき、被害の拡大を防止するための措置をとっている。

また、原因施設が区外にある時は、東京都を通じて施設の調査を依頼している。同様に東京都からの依頼に基づき、区民の健康状況や区内施設の調査を実施している。

(1) 文京区食中毒発生状況

	発生月日	患者人数 / 摂食者人数	原因食品	病因物質	原因施設
令和7年度	7月8日	52 / 206	施設で調整された仕出し弁当	黄色ブドウ球菌	飲食店
令和7年度	11月14日	69 / 208	11月14日に提供された食事	ウエルシュ菌	不明

(2) 有症苦情、食中毒関連及び発生届等の調査状況

調査の結果、食中毒と断定できない有症苦情、区外で発生した事件及び苦情等の関連調査、感染症法に基づく発生届等調査(注)、従事者検便結果及び体調不良等調査(注)、及びノロウイルス等施設における集団発症調査等を実施した。

	調査数	患者等人数 / 調査人数	施設調査数	医療機関等調査数
令和3年度	80	166 / 342	65	25
令和4年度	100	151 / 288	70	24
令和5年度	139	221 / 509	112	40
令和6年度	189	333 / 556	137	36
令和7年度	174	231 / 493	139	27
有症苦情調査	68	119 / 245	53	1
食中毒等関連調査	35	35 / 57	14	3
感染症法に基づく発生届等調査	39	27 / 94	40	23
従事者検便結果及び体調不良等調査	30	31 / 61	30	-
ノロウイルス等集団発症調査	2	19 / 36	2	-

(注) 東京都保菌者検索事業の実施に伴う事業協力含む。

(3) 原因究明検査等

	計	糞便	拭き取り	飲食物	吐物	血液	菌株菌型	その他
令和3年度	35	13	5	11	2	-	-	4
令和4年度	64	27	19	7	-	-	11	-
令和5年度	178	102	44	19	-	-	13	-
令和6年度	125	52	55	4	-	2	6	6
令和7年度	195	102	70	4	-	-	15	4
細菌	109	50	40	4	-	-	15	-
ウイルス	84	50	30	-	-	-	-	4
その他	2	2	-	-	-	-	-	-

(注) 上記以外に東京都保菌者検索事業の実施に伴う依頼検査が8件あった。

5 苦情処理

食品や食品取扱施設に関する苦情に対しては、速やかに調査を行い、適切な処置と解決に努めた。

	苦情内容											苦情品検査(項目数)									
	総 数	食品							衛生管理		そ の 他	総 数	東京都健康安全 研究センター等			保健サービス センター本郷支所			保健所		
		異 物 混 入	腐 敗 変 敗	異 味 異 臭	カ ビ	表 示	変 色	変 質	施 設	取 扱			細 菌	化 学	そ の 他	細 菌	化 学	そ の 他	細 菌	化 学	そ の 他
令和3年度	150	34	1	4	3	10	-	1	20	20	67	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
令和4年度	81	19	4	2	1	8	-	-	19	15	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	84	11	2	10	2	2	-	-	23	17	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度	59	12	1	1	1	4	-	-	18	6	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和7年度	100	14	3	6	1	1	-	-	28	19	42	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-

(注) 苦情分類は重複していることもあるため、各分類の合計数と苦情総数は必ずしも一致しない。

6 食品衛生思想の普及啓発

食品等による事故発生の未然防止のため、食品関係事業者に対して最新情報や HACCP に沿った衛生管理の手法について食品衛生実務講習会を実施した。区民に対してはイベント・講演会等を実施した。

また、食品衛生に関する情報の提供及び区民への緊急にお知らせする情報等について、「区報ぶんきょう」・区ホームページ・区 SNS への掲載や、ポスター掲示及び窓口配布等の方法で情報提供を行った。

(1) 衛生講習会等

			合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	食品取扱従事者	回数	8	-	-	1	1	-	1	2	3	-	-	-	-
		人数	473	-	-	237	8	-	12	147	69	-	-	-	-
	一般消費者	回数	6	-	-	1	1	-	1	2	-	-	-	1	-
		人数	7	-	-	1	1	-	1	3	-	-	-	1	-
令和4年度	食品取扱従事者	回数	31	2	1	4	7	1	4	4	2	1	1	2	2
		人数	1,195	18	50	205	424	11	43	302	24	7	7	83	21
	一般消費者	回数	10	-	1	1	2	1	2	1	1	-	-	1	-
		人数	38	-	2	1	5	2	13	4	10	-	-	1	-
令和5年度	食品取扱従事者	回数	29	2	2	3	5	4	2	5	1	1	1	2	1
		人数	1,138	23	48	224	300	253	25	170	6	4	10	68	7
	一般消費者	回数	22	1	1	1	3	5	5	4	-	-	-	2	-
		人数	73	1	2	2	3	16	28	9	-	-	-	12	-
令和6年度	食品取扱従事者	回数	29	2	4	3	4	1	3	3	3	1	-	4	1
		人数	1,628	17	142	380	379	45	34	405	83	14	-	116	13
	一般消費者	回数	19	1	1	2	5	2	3	2	-	-	-	3	-
		人数	81	1	2	4	25	4	16	6	-	-	-	23	-
令和7年度	食品取扱従事者	回数	28	2	2	4	4	1	2	3	3	-	2	3	2
		人数	1,153	25	89	85	392	38	20	276	94	-	69	45	20
	一般消費者	回数	15	1	1	1	4	1	3	2	-	-	1	1	-
		人数	72	1	3	3	15	3	20	4	-	-	2	21	-

(2) イベントでの食品衛生コーナー等での普及啓発

実施月	内容	来場者・参加者等
4月	つつじ祭り食品衛生街頭相談	700
5月	動物共生展	21
6月	感染症豆知識展	119
8月	食品の衛生を考える展示会	397
12月	知っておきたい感染症予防展・レッドリボン展	25

(3) 「区報ぶんきょう」への掲載月と記事内容及び区設掲示板等でのポスター掲示

実施月	「区報ぶんきょう」掲載内容	区設掲示板等でのポスター掲示
4 月	監視指導計画の策定	
6 月	食品衛生実務講習会	食品衛生実務講習会
7 月	夏の食中毒予防（食品衛生月間）	夏の食中毒予防、食品衛生月間展示
8 月		夏の食中毒予防、食品衛生月間展示
10 月	秋の食中毒予防	秋の食中毒予防
12 月	冬の食中毒予防	冬の食中毒予防
1 月	監視指導計画の意見募集、食の安全講演会	
2 月		食の安全講演会
3 月	春の食中毒予防	春の食中毒予防

(4) 食の安全に関する相談

食品衛生関係事業者、消費者からの食の安全に関する相談に応じている。

	処理の内容		合計
	電話処理	窓口処理	
令和 3 年度	9,371	5,294	14,665
令和 4 年度	7,648	5,182	12,830
令和 5 年度	8,915	4,550	13,465
令和 6 年度	8,780	4,310	13,090
令和 7 年度	5,814	2,522	8,336
営業許可	2,219	2,129	4,348
表示	310	111	421
規格・基準	52	17	69
食中毒	841	40	881
残留農薬	1	－	1
輸入食品	74	37	111
添加物	44	8	52
新規開発食品	1	－	1
食用可・不可に関する相談	18	5	23
マスコミ報道に関する相談	4	1	5
その他	2,250	174	2,424

(注)「その他」の主な内容:衛生講習会、行事開催、イベントでの食品取扱い、従事者検便及び食品の検査機関に関すること等。

7 食品関係事業者による HACCP に沿った衛生管理の推進

(1) 優良施設表彰

令和 7 年 11 月 5 日、文京区民センター会議室にて食品衛生優良施設の区長表彰が行われ、9 施設が表彰された。

(2) 食品衛生推進員活動

文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき委嘱された 10 名の食品衛生推進員は、文京保健所の衛生講習会事業等への協力や自主管理の推進及び衛生知識の普及活動に努めている。

主な活動：食品衛生街頭相談 等

(3) 食品衛生推進員活動と文京食品衛生協会との協働事業

文京保健所は、一般社団法人東京都食品衛生協会の支部（文京食品衛生協会）と協働で各種事業を行っている。食品衛生協会の自治指導員等を通じて、自主的な衛生管理に関する情報及び技術を食品関係事業者を提供した。

協働事業：自治指導員自主検査 123 軒 124 件、自主検便 404 検体、優良施設表彰 5 施設、優良従業員表彰 4 名、自治指導員講習会 3 回、健康教室 1 回

8 不利益処分

食品衛生法に基づく「文京区食品衛生不利益処分取扱要綱」により、違反者に対し営業停止、販売禁止及び施設取扱改善命令等の不利益処分を行っている。

処分月日	業種	原因食品	処分内容	理由
7 月 17 日	飲食店営業	施設で調製された仕出し弁当	営業停止及び取扱改善	食中毒

9 不利益処分以外の違反食品等対応

(1) 違反食品等の対応

ア 検疫所が実施したモニタリング検査において食品衛生法違反が判明した食品等について、依頼に基づき調査を行い、原因の究明及び再発防止の指導を行った。

内容：区内輸入者が輸入した食品添加物 D-ソルビトール液が食品衛生法第 13 条第 2 項に違反（成分規格（糖類）不適）。なお、全量が販売前で輸入者において保管中であり、食品添加物以外への転用願が提出されたため、不利益処分は行わない。転用については、継続確認中である。

イ 他自治体からの依頼に基づき、区内食品関係事業者に対する違反食品の回収及び流通状況調査を行い、違反食品の排除に努めた。

内容：輸入モロヘイヤ、セロリ、輸入スナップエンドウ、輸入冷凍えだ豆の食品衛生法違反 4 事例 5 件の調査

ウ 他自治体からの依頼に基づき、区内食品関係事業者に対する苦情及び違反食品の調査を行い、原因の究明及び再発防止の指導を行った。

内容：まぐろ油漬缶詰の変質、カビの発生した弁当、表示 3 件の調査指導

(2) 自主回収報告

区内食品関係事業者から食品衛生申請等システムより自主回収を行う旨の届出があったことについて、厚生労働省又は消費者庁に報告した。

ア 食品衛生法第 58 条第 1 項に基づく自主回収の着手報告及び終了報告 1 件
報告内容：使用原料の一部に硬質異物が混入していた可能性のある和菓子

イ 食品表示法第 10 条の 2 に基づく自主回収の着手報告 1 件
報告内容：菓子類の賞味期限誤り

10 東京都經由事務

(1) 調理師・製菓衛生師免許事務

調理師法、製菓衛生師法に基づき、東京都の委任を受けて、免許の申請受付經由事務を行っている。

	種別	計	交付	再交付	名簿訂正	訂正書換え	登録消除
令和 3年度	調理師	41	33	6	-	2	-
	製菓衛生師	6	5	-	-	1	-
令和 4年度	調理師	32	25	5	1	1	-
	製菓衛生師	3	3	-	-	-	-
令和 5年度	調理師	25	19	4	1	2	-
	製菓衛生師	6	5	-	1	1	-
令和 6年度	調理師	38	28	6	3	4	-
	製菓衛生師	3	2	-	-	1	-
令和 7年度	調理師	43	32	9	1	1	-
	製菓衛生師	6	6	-	-	-	-

(注)申請分類は重複していることもあるため、各分類の合計数と申請総数は必ずしも一致しない。

(2) ふぐ取扱所認証書交付事務

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、東京都の委任を受けて、ふぐ取扱施設が認証を受けるための認証書交付申請受付經由事務を行っている。

		計	交付	返納	書換・再交付	承継
ふぐ 取扱所	令和3年度	11	3	7	1	-
	令和4年度	14	5	8	1	-
	令和5年度	12	6	5	-	1
	令和6年度	15	6	7	1	1
	令和7年度	15	4	10	-	1

11 食品の安全確保

食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食に対する安全・安心を確保するため、リスクコミュニケーション事業を行うとともに、区内に流通している食品について、昨今の食を取り巻く現状を踏まえたリスク評価としての検査等を実施している。検査については、文京保健所保健サービスセンター本郷支所で対応できないため、厚生労働省が指定する登録検査機関に委託している。

また、検査の結果、健康被害の発生に繋がる可能性がある場合は、製造所を管轄する保健所への情報提供等を行っている。

(1) 区民・事業者・行政間の情報及び意見交換（リスクコミュニケーション）

食の安全に関する情報提供の一環として企画展示、講演会及び動画の web 配信を実施している。

● 企画展示

- ① 日 時：令和 7 年 7 月 30 日午後 1 時から午後 6 時まで
7 月 31 日午前 10 時から午後 4 時まで
- ② 場 所：文京シビックセンター展示室 2
- ③ 展示内容：「食品の衛生を考える展示会」 食中毒を起こす細菌やウイルスの特徴及び食中毒予防をするために注意すべき点
- ④ 参加人数：143 名

● 講演会

- ① 日 時：令和 8 年 2 月 17 日午後 2 時 30 分から午後 4 時まで
- ② 場 所：文京シビックホール小ホール
- ③ 講演内容：食の安全講演会 「正しく知って有毒植物の誤食を防ごう」
- ④ 講 師：東京都保健医療局健康安全研究センター 薬事環境科学部医薬品研究科
薬用植物園 主任研究員 中村 耕 課長代理
- ⑤ 参加人数：50 名

(2) 流通食品の検査

● 流通食品のアレルギー特定原材料検査

- ① 検査依頼日：令和 7 年 11 月 14 日
- ② 検査機関：一般社団法人日本食品分析センター
- ③ 検査内容：区内に流通する食品 7 検体について、食品表示法により表示義務があるアレルギー特定原材料の混入等に係る検査を実施した。
- ④ 実施結果：下表のとおり、食品 7 検体について検査を実施したところ、原材料に使用表示のないアレルギー特定原材料の検出はなかった。

	検体数	検査項目数							
		計	小麦	卵	乳	そば	落花生	えび・かに	くるみ
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度	10	33	5	6	6	3	4	4	5
令和 6 年度	12	50	4	7	5	5	12	5	12
令和 7 年度	7	49	7	7	7	7	7	7	7

(注) 令和 3 年度及び令和 4 年度は実施していない。なお、くるみについては、特定原材料に準ずるものから特定原材料への移行を受け、令和 5 年度から新たに検査項目として追加した。

第4 環境衛生

より安全で快適な生活環境の確保を目指し、様々な施設を対象に以下の事業を実施している。

- 1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場、墓地等の法律に基づく業種及びプールの許可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため現場における監視指導のほか、経営者自らが衛生的維持管理の向上に取り組む自主管理推進事業を実施している。
- 2 公衆浴場、旅館業施設等の入浴施設等でのレジオネラ症発生防止を目的に、衛生監視指導、水質検査などを実施している。
- 3 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称：建築物衛生法）に基づく特定建築物のうち、その延べ床面積が 10,000 ㎡以下のものについての立ち入り検査等の監視指導を行っている。
- 4 水道法に定める「専用水道」（101 人以上の居住者に給水する大規模な施設又は飲用、炊事、洗面等生活の用に供する水を 1 日最大 20 ㎡以上給水する施設）及び「簡易専用水道」（受水槽の有効容量が 10 ㎡を超えるもの）の設置に対して必要に応じた指導を行うとともに、受水槽容量 10 ㎡以下のいわゆる「小規模貯水槽水道」に対しても、「文京区小規模貯水槽水道衛生管理指導要綱」（平成 16 年 8 月改正）を定め、現場指導により自主管理の徹底を図っている。
- 5 いわゆるコインランドリー施設及びコインシャワー施設の衛生状態を確保するため、「文京区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱」（昭和 59 年 5 月施行）、「文京区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱」（平成元年 4 月施行）を定め、適時現場における衛生管理の指導を行っている。
- 6 「文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例」（平成 30 年 6 月施行）及び「文京区旅館業の営業の適正化に関する指導要綱」（平成 5 年 8 月施行）を定め、青少年の健全育成と区民の良好な生活環境の確保を図っている。
- 7 「文京区宅地開発並びに中高層建築物の建設に関する要綱」に基づき建築確認申請時に給水施設とごみ保管施設の図面指導をした上、竣工時に完了確認検査を実施している。
- 8 住まいの生活様式の変化や新築・リフォームに起因する種々の化学物質の問題について、衛生環境を確保するための調査及び助言・指導を行っている。
- 9 平成 26 年に都内でデング熱の国内感染が発生したことから、町会が蚊の発生源対策事業を行う際には昆虫成長抑制剤の提供を行っている。
- 10 「化製場等に関する法律」に基づき、化製場や畜舎などの許可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため現場における監視指導を行っている。
- 11 ネズミ防除対策として、ネズミ粘着シートのサンプル配布や、業者委託によるネズミ侵入口の調査・助言を行っている。また、民家の敷地内にできたハチの巣のうち、スズメバチの巣に限り、その危険性から業者委託による撤去を行っている。
- 12 令和 4 年 4 月よりアカデミー推進課所管であった「住宅宿泊事業」が、生活衛生課所管に変更となった。区民の生活環境の悪化を防止するため住宅宿泊事業の営業者に対して適正な運営の確保に関して監視指導を行っている。

1 環境衛生関係営業施設と監視指導

区民の日常生活に密接な関係を持つ環境衛生関係営業施設について、許可及び届出受理等の業務を行っており、施設総数は5,384施設である。また、環境衛生監視員が、これらの施設に随時立入り検査等を実施し、衛生環境の確保に努めている。

環境衛生関係施設数及び監視指導件数

				対象施設数	監視指導件数	許可確認届	廃止数
令和3年度				5,370	233	44	131
令和4年度				5,408	321	75	119
令和5年度				5,381	357	120	147
令和6年度				5,395	330	156	142
令和7年度				5,384	478	131	142
理容所				109	12	-	-
美容所				375	27	18	5
クリーニング所				212	17	6	15
興行場	常設			16	18	2	2
	仮設			1	1	3	2
旅館業	旅館・ホテル ^{注1)}			56	68	13	1
	(団体旅館)			(5)	(2)	-	-
	簡易宿所			6	7	-	-
	下宿			-	-	-	-
公衆浴場	普通			5	21	-	-
	その他の公衆浴場	個室		-	-	-	-
		個室以外	サウナ	10	17	-	-
			スポーツ施設等	7	12	1	-
			温泉利用施設			3	6
プール	許可			24	11	1	1
	届出			55	16	-	-
墓地	墓地			109	1	-	-
	納骨堂			18	-	-	-
コインオペレーションクリーニング営業施設				69	25	1	1
コインシャワー営業施設				3	1	-	1
水道施設	専用水道			10	11	-	-
	簡易専用水道			533	9	3	9
	小規模貯水槽水道			3,269	6	-	64
特定建築物 ^{注2)}				161	15	1	2
化製場（畜舎等）				11	-	-	-
住宅宿泊事業（民泊） ^{注3)}				322	177	82	39

注1) 平成30年6月より旅館営業とホテル営業は、旅館・ホテル営業に統一された。

注2) 延べ床面積10,000㎡未満のみ計上

注3) 令和4年度より表内に住宅宿泊事業(民泊)を加えた。

2 一斉取締り

夜間、夏期等に一斉取締り監視、指導を実施し、施設の衛生確保に努めている。

	計 (件)	興行場	普通公衆 浴場	その他の公衆浴場			プール	旅館 ^{注2}	団体宿泊 旅館	住宅宿泊事業 (民泊) ^{注2}
				個室	個室以外					
					サウナ	スポーツ施設等				
令和3年度	93	15	5	3	5	4	22(15) ^{注1}	32	7	
令和4年度	209	14	5	6	14	8	77(51) ^{注1}	37	2	46
令和5年度	203	13	10	5	14	8	75(49) ^{注1}	40	2	36
令和6年度	188	16	10	2	14	9	65(44) ^{注1}	41	2	29
令和7年度	246	15	11	－	16	11	77(53) ^{注1}	49	2	65

注1) ()は、管理状況報告書提出施設。

注2) 令和4年度より表内に旅館と住宅宿泊事業(民泊)を加えた。

3 営業施設の理化学及び細菌学的検査

監視業務は視覚的監視指導のほか積極的に科学的検査を取り入れ、行政の高度化、科学化に努めている。

(1) 興行場の空気検査

	検査施設数(延)	検査時期	不適施設数	備考
令和3年度	15	秋季	-	
令和4年度	14	夏季	-	
令和5年度	13	夏季	-	
令和6年度	16	夏季	1	不適項目：炭酸ガス濃度
令和7年度	16	夏季	-	

(注) 基準：炭酸ガス濃度 0.15%以下、浮遊粉じんの量 0.2mg/m³以下、落下細菌数 30 個以下。

(2) 公衆浴場の浴槽水等の検査

	区分	検査施設数(延)	検査時期	不適施設数	備考
令和3年度	普通	5	冬季	5	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素、大腸菌群数
	その他の公衆浴場	サウナ	-	2	
		スポーツ施設等	冬季	-	
令和4年度	普通	5	春季	4	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素、KMnO ₄ 消費量
	その他の公衆浴場	サウナ	夏季・冬季	5	
		スポーツ施設等	夏季・冬季	5	
令和5年度	普通	10	夏季・冬季	8	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素
	その他の公衆浴場	サウナ	夏季・冬季	13	
		スポーツ施設等	夏季・冬季	9	
令和6年度	普通	10	夏季・冬季	8	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素
	その他の公衆浴場	サウナ	夏季・冬季	7	
		スポーツ施設等	夏季・冬季	-	
令和7年度	普通	10	夏季・冬季	6	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素
	その他の公衆浴場	サウナ	夏季・冬季	6	
		スポーツ施設等	夏季・冬季	-	

(注) 基準：濁度 5 度以下、レジオネラ属菌は検出されないこと、KMnO₄ (過マンガン酸カリウム) 消費量 25 mg/l 以下、大腸菌群数試料 1ml 中 1 個以下、遊離残留塩素 0.4mg/l 以上
平成 26 年度より基準に遊離残留塩素を加えて計上している。

(3) プール水の検査

	区分	検査施設数	検査時期	不適施設数	備考
令和3年度	許可	7	夏季	1	不適項目 許可：遊離残留塩素
	届出	-	-	-	
令和4年度	許可	8	夏季	4	不適項目 許可：レジオネラ属菌
	届出	18	夏季	2	
令和5年度	許可	8	夏季	4	不適項目 許可：遊離残留塩素、KMnO ₄ 消費量、大腸菌、レジオネラ属菌 届出：遊離残留塩素、大腸菌
	届出	18	夏季	10	
令和6年度	許可	8	夏季	4	不適項目 許可：遊離残留塩素、一般細菌数、レジオネラ属菌 届出：遊離残留塩素、濁度
	届出	13	夏季	7	
令和7年度	許可	8	夏季	4	不適項目 許可：遊離残留塩素、レジオネラ属菌 届出：遊離残留塩素、一般細菌数
	届出	16	夏季	6	

(注) 基準：pH5.8～8.6、濁度2度を超えないこと、KMnO₄（過マンガン酸カリウム）消費量12mg/ℓ以下、遊離残留塩素0.4mg/ℓ以上、大腸菌試料100ml中に検出されないこと、一般細菌試料1ml中200CFUを超えないこと、レジオネラ属菌100ml中に検出されないこと。

4 団体宿泊旅館監視

春・秋の修学旅行生が宿泊する団体旅館等の一斉監視を実施している。

	施設数（延）	検査時期	備考
令和3年度	7	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況（定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等）
令和4年度	2	秋季	施設内外の衛生管理状況（定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等）
令和5年度	2	秋季	施設内外の衛生管理状況（定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等）
令和6年度	2	春季	施設内外の衛生管理状況（定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等）
令和7年度	2	春季	施設内外の衛生管理状況（定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等）

5 自主管理点検

自主点検記録票に基づく巡回指導等により施設の衛生的維持管理や器材の消毒等取扱いについて自主管理を推進している。

自主管理点検施設

	対象施設数	実施施設数
令和3年度	254	218
令和4年度	228	209
令和5年度	226	199
令和6年度	222	190
令和7年度	202	174

6 特定建築物の検査指導

建築物衛生法に基づく特定建築物とは、興行場、事務所、学校、旅館等多数の人が使用する建物であって、その延べ床面積が3,000㎡以上のものをいう。これらの建築確認申請時に、設計図面等により設備の審査指導を行っている。また、5,000㎡以下並びに、平成12年度より東京都から移管された5,000㎡を超えて10,000㎡以下の建物について立入り、維持管理状況をチェックし衛生的環境の確保に努めている。

なお、延べ床面積が10,000㎡を超える施設については、東京都のビル衛生検査班が指導を行っている。

(1) 立入検査施設数と建築確認申請時指導数

		施設数			立入検査施設数	建築確認申請時指導数	
		合計	3,000～10,000 ㎡	10,000 ㎡超	10,000 ㎡以下	10,000 ㎡以下	10,000 ㎡超
令和3年度		256	156	100	13	3	－
令和4年度		257	154	103	25	5	－
令和5年度		260	157	103	18	－	1
令和6年度		265	162	103	10	2	－
令和7年度		265	161	104	15	－	－
用途	興行場	3	1	2	－	－	－
	集会場	7	5	2	－	－	－
	図書館	1	－	1	－	－	－
	事務所	150	118	32	9	－	－
	学校	88	32	56	6	－	－
	旅館	8	4	4	－	－	－
	遊技場	4	－	4	－	－	－
	店舗	4	1	3	－	－	－

(2) 帳簿書類の整備・設備の維持管理状況指摘件数

	立入検査	指摘施設	帳簿書類	空調管理	給水管理	排水管理	清掃等	ネズミ・昆虫等防除
令和3年度	13	7	1	－	3	－	－	－
令和4年度	25	22	10	4	6	2	3	5
令和5年度	18	9	5	1	8	－	－	2
令和6年度	10	6	3	1	2	－	3	3
令和7年度	15	5	1	－	2	－	3	－

7 受水槽等の給水施設の調査指導

(1) 簡易専用水道施設数・受検数及び立入検査数

簡易専用水道については、昭和54年6月以降指定検査機関による検査、平成16年4月からは登録検査機関による検査が義務づけられ、保健所は検査機関から通報のあった施設等について立入検査を行っている。

	受水槽容量 (m³)	簡易専用水道			検査機関の検査		保健所指導施設数	
		総数	受検対象施設	受検対象外施設数 ^注	受検施設数	受検率 (%)	通報施設	その他
令和3年度	10.1～20	279	207	72	152	73	－	－
	20.1～	294	183	111	153	84	－	－
令和4年度	10.1～20	277	206	71	148	72	－	－
	20.1～	293	183	110	151	83	－	－
令和5年度	10.1～20	271	198	73	144	73	－	－
	20.1～	293	181	112	148	82	－	－
令和6年度	10.1～20	256	186	70	151	81	1	－
	20.1～	283	172	111	151	88	－	－
令和7年度	10.1～20	256	183	73	137	75	1	－
	20.1～	277	167	110	153	91	－	－

注) 建築物衛生法に基づく特定建築物に設置されている簡易専用水道

(2) 小規模貯水槽水道の実態調査並びに立入調査施設数

小規模貯水槽水道については、昭和 51 年度から令和 7 年度まで、延べ 7,094 施設の実態調査を行った。

	受水槽容量	施設数	延実態調査数（昭和 51 年度～令和 7 年度）	立入調査施設数
令和 3 年度	10m³ 以下	3,587	7,079	-
令和 4 年度	10m³ 以下	3,512	7,080	1
令和 5 年度	10m³ 以下	3,418	7,085	5
令和 6 年度	10m³ 以下	3,333	7,088	3
令和 7 年度	10m³ 以下	3,269	7,094	6

(3) 専用水道施設数及び立入指導数

専用水道に対しては、水道法に基づき定期的に管理状況の報告を求めるとともに、随時立入指導を実施した。

	施設数	立入指導数
令和 3 年度	9	9
令和 4 年度	10	8
令和 5 年度	10	10
令和 6 年度	10	10
令和 7 年度	10	11

(4) 冠水受水槽への対応

集中豪雨により受水槽への汚染事故が発生した場合は、現場調査を行い飲料水の安全確保に万全を期している。令和 7 年度は集中豪雨による受水槽への被害はなかった。

8 建築指導要綱に基づく調査指導

一定規模以上の宅地開発並びに中高層建築物等の建築業者に対して給水施設・ごみ保管施設及び雨水利用施設について、設計段階での指導と、竣工時における完了確認調査を行っている。

	受付施設数	完了確認指導数
令和 3 年度	39	31
令和 4 年度	41	22
令和 5 年度	41	39
令和 6 年度	22	25
令和 7 年度	33	27

9 旅館業の適正運営

旅館業法、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例及び文京区旅館業法施行条例に基づき、旅館業施設の許可事務を行うとともに、施設の衛生状態を確保するため、監視指導を行っている。

	施設数	許可件数	廃止数	監視指導件数	意見・苦情件数 ^注
令和 3 年度	49	1	2	49	3
令和 4 年度	46	2	5	54	1
令和 5 年度	47	1	-	51	2
令和 6 年度	50	4	1	55	59
令和 7 年度	62	13	1	75	23

注) 意見・苦情件数は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例に基づく意見申出書の提出件数を含む。

10 住宅宿泊事業（民泊）の適正運営

住宅宿泊事業法及び文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例に基づき、住宅宿泊事業の届出事務を行うとともに、事業の適正な運営の確保及び地域住民の生活環境の保全を図るため、監視指導を行っている。

	施設数	届出件数	廃止数	監視指導件数	意見・苦情件数 ^注
令和3年度	82	10	30	-	3
令和4年度	111	31	2	49	10
令和5年度	165	68	14	65	18
令和6年度	279	116	2	77	62
令和7年度	322	82	39	177	52

注) 意見・苦情件数は、同一事案に係る複数の苦情等については1件として計上。

11 プール水の水質検査

プール設置者には、維持管理の一環としてプール水の水質検査が義務づけられている。このため、保健所ではプール設置者から依頼を受け、水質検査を実施している。

	検査件数	適合	不適
令和3年度	2	2	-
令和4年度	-	-	-
令和5年度	-	-	-
令和6年度	-	-	-
令和7年度	-	-	-

12 室内環境調査

区民が健康で快適な居住環境を確保するために、状況により希望する家庭の室内環境調査を実施し、改善等必要な助言・指導を行っている。

また、室内環境調査に関係して、保健サービスセンターで行われているアレルギー相談事業に加わり、ぜんそく、アレルギー等の子どもを持つ家庭のダニ、カビ、ハウスダスト等室内環境の個別相談に応じている。令和7年度のアレルギー相談事業は、24回行った。

	調査指導施設数	調査指導の内訳（調査ポイント数）					
		温度・湿度	一酸化炭素 二酸化炭素	ダニ	ホルムアルデヒド	その他化学物質 ^注	その他
令和3年度	1	1	1	1	1	-	7
令和4年度	4	4	6	6	10	-	19
令和5年度	1	1	6	6	1	-	6
令和6年度	2	5	-	-	7	-	10
令和7年度	2	4	5	5	8	11	-

注) その他化学物質は、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンを指す。

13 相談・苦情処理

環境衛生及び住宅宿泊事業に関する区民等からの相談・苦情に対して調査が必要な場合は、速やかに現場へと赴き、適切な指導を行っている。

(件数)

	飲料水	空気環境	その他
令和3年度	1	1	30
令和4年度	2	4	25
令和5年度	1	1	26
令和6年度	1	2	25
令和7年度	1	2	40

14 免許申請

(件数)

	クリーニング師
令和3年度	2
令和4年度	2
令和5年度	-
令和6年度	1
令和7年度	1

(注) 平成10年4月から理・美容師免許は、(財)理容師美容師試験研修センターで申請受付をしている。

15 衛生講習

衛生講習会等の実施状況

	参加人数	講習会の名称	会場
令和7年10月31日	30	第2ブロック建築物衛生管理講習会	東食健保会館
令和8年3月24日	36	衛生管理講習会 (美容所における衛生管理等について)	文京シビックセンター 5階会議室

16 優良施設表彰

令和7年11月5日、文京区民センター会議室にて環境衛生優良施設の区長表彰が行われ、5施設が表彰された。

17 入浴施設等のレジオネラ症発生防止対策について

令和7年度は公衆浴場、旅館業施設等の入浴施設等でのレジオネラ症発生防止を目的とした事業として、衛生監視指導の実施、レジオネラ属菌水質検査の実施を行った。令和2年度から令和4年度における介護保険施設の衛生監視指導の実施・レジオネラ属菌水質検査の実施は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止した。

(1) 衛生監視指導の実施

	普通公衆浴場	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	旅館業施設	介護保険施設等	プール	計
令和3年度	5	9	39		7	60
令和4年度	5	12	37		26	80
令和5年度	5	22	33	-	26	86
令和6年度	10	23	43	-	21	97
令和7年度	10	24	49	-	24	107

(2) レジオネラ属菌水質検査結果

	施設等	検査施設数	検出施設数
令和3年度	普通公衆浴場	5	1
	その他の公衆浴場（サウナ、スポーツ施設等）	9	1
	旅館業施設	6	1
	介護保険施設等		
	プール	7	1
令和4年度	普通公衆浴場	5	2
	その他の公衆浴場（サウナ、スポーツ施設等）	12	1
	旅館業施設	3	1
	介護保険施設等		
	プール	8	1
令和5年度	普通公衆浴場	5	2
	その他の公衆浴場（サウナ、スポーツ施設等）	12	2
	旅館業施設	3	1
	介護保険施設等	-	-
	プール	8	-
令和6年度	普通公衆浴場	10	2
	その他の公衆浴場（サウナ、スポーツ施設等）	17	2
	旅館業施設	3	1
	介護保険施設等	-	-
	プール	8	2
令和7年度	普通公衆浴場	10	3
	その他の公衆浴場（サウナ、スポーツ施設等）	24	1
	旅館業施設	3	-
	介護保険施設等	-	-
	プール	8	1

18 ネズミ・衛生害虫の駆除対策

(1) ネズミ対策

ア 窓口相談

	相談総数	粘着シート（捕獲式）配布数
令和3年度	26	24
令和4年度	39	40
令和5年度	45	45
令和6年度	53	51
令和7年度	21	21

イ 月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度	8	6	6	18	4	7	22	30	24	16	15	13	169
令和4年度	11	18	13	9	11	13	23	17	15	13	10	16	169
令和5年度	6	14	12	9	18	21	23	22	16	24	12	16	193
令和6年度	10	19	21	21	12	18	24	22	16	20	12	15	210
令和7年度	20	11	14	8	9	21	27	29	16	21	16	18	210

ウ 防除訪問診断（業者委託）

	作業回数	診断件数
令和3年度	20	64
令和4年度	24	70
令和5年度	24	80
令和6年度	24	84
令和7年度	33	93

(2) 蚊対策

感染症の予防を目的とした蚊等の衛生害虫の防除は、発生源対策に重点を置いて行っている。
平成 27 年度より、蚊の幼虫対策として庁内各課及び町会へ昆虫成長抑制剤の提供を行う事業を開始し、令和 7 年度は、庁内 19,438 錠と 93 町会へ 93,600 錠を配布した。

(3) 各種害虫対策

ア 害虫の駆除（業者委託）

	実施期間	作業日数	駆除実施件数	駆除内容	使用薬剤
				スズメバチ類	
令和 3 年度	4 月 30 日～11 月 19 日	52	93	93	ピレスロイド系殺虫剤
令和 4 年度	4 月 28 日～11 月 25 日	54	110	110	ピレスロイド系殺虫剤
令和 5 年度	4 月 28 日～11 月 17 日	52	69	69	ピレスロイド系殺虫剤
令和 6 年度	4 月 30 日～11 月 12 日	51	77	77	ピレスロイド系殺虫剤
令和 7 年度	4 月 25 日～11 月 7 日	52	89	89	ピレスロイド系殺虫剤

イ 相談件数

	件数	吸血昆虫	刺咬昆虫	ダニ類	昆虫細菌付着	接触昆虫	不快昆虫	不快動物	農林害虫	害食品衣類虫	木材害虫	その他
令和3年度	248	45	163	6	4	－	8	8	－	4	7	3
令和4年度	251	46	169	5	5	1	12	7	－	－	2	4
令和5年度	347	173	143	2	4	1	8	2	2	4	3	5
令和6年度	317	170	135	－	2	－	1	4	1	－	2	2
令和7年度	296	90	182	2	5	－	5	2	3	1	4	2

第5 動物衛生

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、区内の動物（ペット）に関する業務を行うことで、区民の生活環境保持及び動物との共生社会実現の支援を行っている。

また、当区独自の事業として、昭和 55 年度より、動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員制度を設け、動物の正しい飼い方等に関する普及啓発活動に努めるほか、平成 3 年度からは、飼い主のいない猫対策として飼い主のいない猫の去勢・不妊手術事業を行っている。

1 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射（毎年定期実施）事務を行っている。

	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	死亡・変更届出件数	鑑札交付数（交換・再交付含む）
令和 3 年度	6,324	4,686	631	806
令和 4 年度	6,568 (241)	4,658	656	448
令和 5 年度	6,640 (281)	4,663	582	200
令和 6 年度	6,747 (334)	4,753	632	207
令和 7 年度	6,640 (267)	4,743	678	159

※（ ）の数字は、マイクロチップでの犬の新規登録数。

2 こう傷犬

東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、こう傷事故発生時の届出事務を行っている。

	こう傷犬 総数	内訳					こう傷犬の けい留の有無		こう傷 被害者数	指導・注意 措置命令件数
		登録犬		未登録犬		不明犬	有無			
		注射犬	未注射犬	注射犬	未注射犬		有	無		
令和3年度	8	4	4	-	-	-	7	1	8	-
令和4年度	6	5	1	-	-	-	6	-	6	-
令和5年度	2	2	-	-	-	-	2	-	2	-
令和6年度	15	11	2	1	1	-	14	1	15	-
令和7年度	12	12	-	-	-	-	12	-	12	-

3 苦情受理

区民からの連絡を受け、個別に対応を行っている。

	総計	犬						猫					その他動物
		計	野犬・放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	計	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	
令和 3 年度	144	111	-	87	-	15	9	32	24	-	-	8	1
令和 4 年度	159	121	-	99	-	15	7	38	11	1	1	25	-
令和 5 年度	137	112	-	99	-	13	-	25	20	-	-	5	-
令和 6 年度	139	115	-	104	-	10	1	24	13	-	-	11	-
令和 7 年度	143	119	-	97	-	18	4	24	18	1	-	5	-

4 失そう犬及び迷い犬

区民からの問い合わせ又は報告を受け、個別に対応を行っている。

	総計	失そう犬	迷い犬
令和 3 年度	7	6	1
令和 4 年度	6	1	5
令和 5 年度	2	1	1
令和 6 年度	1	-	1
令和 7 年度	1	-	1

5 犬の捕獲・収容、犬猫の引取り及び負傷動物の収容（東京都事業）

東京都動物愛護相談センターが、狂犬病予防法、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき、危害防止及び動物愛護の観点から、犬の捕獲・収容、犬猫の引取り及び負傷動物の収容を行っている。

区分	取扱頭数	引取頭数				犬の 捕獲・収容	負傷動物		
		犬		猫			犬	猫	その他
		所有者から	拾得者から	所有者から	拾得者から				
総数	4	3	－	1	－	－	－	－	
生後 91 日以上	4	3	－	1	－	－	－	－	
生後 91 日未満	－	－	－	－	－	－	－	－	

※令和 7 年度版 東京都動物愛護相談センター事業概要より抜粋（令和 6 年度実績）

6 動物の愛護啓発及び被害防止対策

動物愛護の思想普及と区民の快適な生活環境を保持するため、犬・猫等による生活環境の汚染及び被害防止の看板、リーフレット及びポスターの配布、区設掲示板へのポスターの掲示並びに飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用の一部助成による猫の繁殖抑制等の事業を行っている。

5 月に「動物との共生を考える展示会 飼い主のいない猫～地域とまちづくり～」を開催した。

日 時 令和 7 年 5 月 27 日（火）～令和 7 年 5 月 29 日（木）

場 所 文京シビックセンター1 階ギャラリーシビック（展示室 1）

参加者 328 名

9 月に「動物愛護週間イベント」を開催し、動物愛護に関する啓発を行った。

日 時 令和 7 年 9 月 16 日（火）～令和 7 年 9 月 18 日（木）

場 所 文京シビックセンター1 階ギャラリーシビック（展示室 1）

参加者 515 名

7 動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員

区内の動物の飼養管理の適正化を図るため、相談を受け助言指導を行う「動物の飼養指導員」10 名及び犬猫の正しい飼い方を普及啓発する「犬猫の正しい飼い方普及員」22 名を委嘱し、指導・相談事業を行った。

8 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術等

飼い主のいない猫の増加を防止するため、去勢・不妊手術費用の一部を助成している。

また、犬猫の正しい飼い方普及員及び動物との共生社会支援事業飼い主のいない猫協力員による協力のもと、公益社団法人東京都獣医師会文京支部に去勢・不妊手術を委託し実施している。

さらに令和 4 年度から、飼い主のいない猫を、新たな飼い主へ譲渡する際に必要となる処置を、公益社団法人東京都獣医師会文京支部に委託し、譲渡及びこれに向けた取組を支援する事業を実施している。

	助成事業		委託事業
	申込数	実施数	実施数
令和 3 年度	203	59	31
令和 4 年度	152	44	36
令和 5 年度	67	14	43
令和 6 年度	12	8	33
令和 7 年度	18	9	20